

令和7年1月 廿日市市長記者発表 次第

日時 令和7年1月15日 (水) 10時

場所 政策審議室

1 案件

- (1) 廿日市市災害時協力井戸登録制度の創設について
- (2) 宮島口地区における渋滞緩和施策社会実験の結果速報について
- (3) 令和6年宮島来島者数の状況について
- (4) 「こどもが主役のまち はつかいち宣言」事業実施に関する連携協定に係る取組について～子育て応援宣言企業・男性育休取得等促進～
- (5) 令和7年度奨学生の募集について

2 質疑



廿日市市プレスリリース

「挑戦！豊かさと活力あるまち はつかいち」

廿日市市災害時協力井戸登録制度の創設について

1 概 要

大規模な災害が発生し、断水が長期化した場合に備え、個人や事業所が所有している井戸を「災害時協力井戸」として登録し、近隣の被災者に、トイレや洗濯に使う生活用水として、井戸水を提供していただく制度を創設しました。

2 登録の要件

- (1) 市内に所在する井戸であって、現在使用しており、今後も継続的に使用が可能なものであること。
- (2) 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (3) 井戸水をくみ上げるためのポンプ、つるべ等があること。
- (4) 井戸枠等が設置されており、安全に使用できること。
- (5) 生活用水としての利用が可能な水質（無色透明・無臭）であること。
- (6) 地域住民に広く周知を行うため、井戸の所在情報等を公表することについて、井戸の所有者及び管理者の同意が得られること。

3 制度開始日

令和7年2月1日～

情報提供年月日	令和7年1月15日
問合せ先	課名 <u>危機管理課</u> 担当 山本 TEL 0829-30-9139



廿日市市プレスリリース

「挑戦！豊かさと活力あるまち はつかいち」

宮島口地区における渋滞緩和施策社会実験の結果速報について

1 概要

令和6年11月（紅葉期）の土日祝に実施した「宮島口地区における渋滞緩和施策社会実験」について、交通量調査などの結果（速報値）を報告する。

2 結果（速報値）

- AIカメラを活用した混雑情報の提供の結果
- パークアンドライド（臨時駐車場）の利用実績
- 国道2号に並行する市道等の交通量

3 今後について

実施主体である宮島口交通円滑化協議会（事務局：廿日市市）において、効果検証を行い、次年度以降の対応を検討する。

情報提供年月日	令和7年1月15日
問合せ先	課名 <u>宮島口みなとまちづくり推進課</u> 担当 桑垣 TEL 0829-30-9184



廿日市市プレスリリース

「挑戦！豊かさと活力あるまち はつかいち」

令和6年宮島来島者数の状況について

1 概要

過去最多となった令和6年の宮島来島者数の状況を報告する。

2 要因

- 円安等の影響により、外国人観光客が大きく増加（令和5年比4割増）
- 紅葉の見頃が分散し、秋以降の好調が続いた

情報提供年月日	令和7年1月15日
問合せ先	課名 <u>観光課</u> 担当 山田 TEL 0829-30-9141



廿日市市プレスリリース

「挑戦！豊かさと活力あるまち はつかいち」

「こどもが主役のまち はつかいち宣言」事業実施に関する連携協定に係る取組について～子育て応援宣言企業・男性育休取得等促進～

1 主 旨

本市は、「子育て世代に選ばれ続けるまち」を目指して、市内経済団体である廿日市商工会議所、佐伯商工会、大野町商工会、宮島町商工会と「こどもが主役のまち はつかいち宣言」事業実施に関する連携協定を令和6年10月21日に締結したことを契機に、次の制度を創設します。

2 事業の内容

- (1) はつかいち子育て応援宣言企業登録制度の創設
- (2) 廿日市市男性育児休業取得促進奨励金制度の創設
- (3) 男性の子の看護等休暇制度導入奨励金制度の創設

3 実施年度

令和7年度（予定）

情報提供年月日	令和7年1月15日
問合せ先	課名 <u>産業振興課</u> 担当 原田 TEL 0829-32-9140



廿日市市プレスリリース

「挑戦！豊かさと活力あるまち はつかいち」

令和7年度奨学生の募集について

1 要 旨

令和7年度奨学生の募集を次のとおり開始します。

令和7年度の募集から、「こどもが主役のまち はつかいち宣言」における取組の一環として、将来の社会の創り手となる人達が、希望に沿って安心して修学できる環境を整えるため、奨学金貸付制度の拡充を行います。

2 奨学生の資格

次のすべてに該当する人

- (1) 保護者または本人が1年以上継続して廿日市市に住所を有していること。
- (2) 高等学校および大学またはこれと同程度の学校に在学していること。
- (3) 学習意欲があり、経済的理由により修学が困難であると認められること。

3 申請期間

令和7年2月3日（月）から3月31日（月）まで

4 拡充内容

- (1) 貸付月額を増額
- (2) 家計基準の見直し
- (3) 返還期間の延長
- (4) 他制度との併用可

情報提供年月日	令和7年1月15日
問合せ先	課名 <u>教育総務課</u> 担当 宮崎 TEL 0829-30-9200